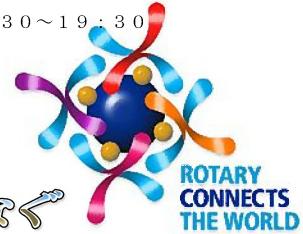


国際ロータリー 第2570地区 第4グループ 皆野・長瀬ロータリークラブ

週報

◇例会日 第1・第2木曜日 12:30~13:30 第3・第4木曜日のいずれか 18:30~19:30
 ◇例会場 長瀬レクリエーションホテル 養浩亭
 ◇事務所 〒369-1305 秩父郡長瀬町長瀬1446 養浩亭内
 Tel:0494-66-4134 / Fax:0494-66-4134
 e-mail:minanaga@chichibu.ne.jp
 ◇点鐘 畠 徳治会長
 ◇ソング 奉仕の理想

ロータリーは世界をつなぐ



第1492回例会 令和元年11月14日(木)

【会長の時間】

皆さん、こんにちは。今日も引き続き学問のすすめのお話をさせて頂きます。なるほどと思って頂けるのではないかと思います。

14編の中の中段にある言葉です。世話という字にはこんな意味があって、これのバランスが大事だよという事です。

世話の字に二つの意味あり、一は「保護」の義なり、一は「命令」の義なり。保護とは人の事につき、傍より番をして防ぎ護り、あるいはこれに財物を与える、あるいはこれがために時を費やし、その人をして利益をも面白をも失わしめざるように世話をすることなり。命令とは人のために考えて、その人の身に便利ならんと思うことを指図し、不便利ならんと思うことには意見を加え、心の丈を尽くして忠告することにて、これまた世話の義なり。

内容で分けるとこういう大きな意味があるでしょう。日本語でひとつの言葉で表して言葉で表していることがすごい事です。

右のごとく世話の字に、保護と指図と両様の義を備えて人の世話をするときは、真によき世話にて世の中は円く治まるべし。譬えば父母の子供におけるがごとく、衣食を与えて保護の世話をすれば、子供は父母の言うことを聞きて指図を受け、親子の間柄に不都合あることなし。また政府にては法律を設けて、国民の生命と面目と私有とを大切に取り扱い、一般の安全を譲りて保護の世話をなし、人民は政府の命令に従いて指図の世話に戻ることあらざれば、公私の間円く治まるべし。

ゆえに保護と指図とは両ながらその至るところをともにし、寸分も境界を誤るべからず。

これ以降が大事なところです。

保護の至るところはすなわち指図の及ぶところなり。指図の及ぶところは必ず保護の至るところならざるを得ず。もし然らずしてこの二者の至り及ぶところの度を誤り、わずかに齟齬することあれば、たちまち不都合を生じて禍の原因となるべし。世間にその例少なからず。けだしの所以は、世の人々常に世話の字の義を誤りて、あるいは保護の意味に解し、あるいは指図の意味に解し、ただ一方にのみ偏して文字のまったく義を尽くすことなく、もって大なる間

畠 徳治



違いに及びたるなり。

バランスが大事だという事です。

譬えば父母の指図を聴かざる道楽息子へみだりに銭を与えて、その遊冶放蕩を逞しゅうせしむるは、保護の世話は行き届きて指図の世話は行なわれざるものなり。子供は謹慎勉強して父母の命に従うといえども、この子供に衣食をも十分に給せずして無学文盲の苦界に陥らしむるは、指図の世話のみをなして保護の世話を怠るものなり。甲は不孝にして、乙は不慈なり。ともにこれを人間の悪事と言ふべし。

私自身のコメントとしては、今の教育でも政治でもこの指摘に合致する事象があるように思います。ちょっとと思いつくのは、生活保護を出すけれども、あまり指図しないと言うか、私は与えるならこういう範囲で使って下さいという指図とのバランスしているべきではないかと思います。あるいは、金も出さずに制度に口に出すという事もあるし、政府が指示するけれども金を出さないという事もあるし、お金を出すなら指示を出すというようにバランスしているべきだという事が福沢諭吉先生の言論です。

山田 利明

【幹事報告】

1. 地区事務所より

- ①台湾グローバル補助金プロジェクト視察旅行の案内
- ②第3回青少年交換委員会オリエンテーション開催の案内
- ③日台ロータリー親善会議福岡大会の案内
- ④学友会ニュース
- ⑤日本のロータリー100周年記念バッジ申し込みの案内

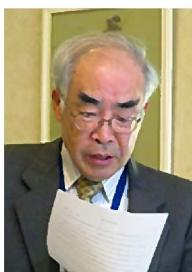


今月の夜間例会は変更になります。通常の夜間例会になります。点鐘は午後6時30分に変更になり、会場は養浩亭、会費は会員2,000円、家族が1,000になります。

出席率

免除以外の会員	出席免除会員	出席	メイク	出席率
11	0	5	2	63.6%

会員卓話



戸徳治会長

「罪刑法定主義」というタイトルで、おもしろいと言うか、あきれるという事です。

当クラブでは士業の方が多いので、多くの方にとってこの言葉は既知だと思います。しかし、これが守られないとどんなことが起こるか想像しにくいと思います。これが守られない事の例です。

再確認すると罪刑法定主義は「法律がなければ刑罰もなく、犯罪もない」という思想。どうすることをすれば犯罪となり、またどの程度の罰を科せられるのかということを法令であらかじめ定めておかなくては、人を罰することは許されない。行為のときにその行為が犯罪として刑罰を科せられるものと定められていなかった場合には、その後に定めて法律の効力を行為のときまで遡らせて及ぼし、行為者を処罰することは許さない。

日本国憲法は、これに関して法定手続きの保障（憲法31条）と、遡及処罰の禁止（憲法39条前段）とがあります。日本では、明治時代からずっと守られています。

明治時代からという意味合いは、今の憲法が出来る前から当然のように守られているという事です。31条と39条を読ませて頂きますと

第31条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第39条

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

実行の時に適法であった行為は罰せられないという事が大事だと思います。これが守られないところが起こり得ると言う事例を紹介します。

普通、法律は各人民がどう守かですが、罪刑法定主義の運用は、各人が守る、守らないではなく、国家機関が守るか守らないかの国家機関の問題だと思います。これが守られないと、どんな事が起こりうるかという事例を紹介します。

国名は伏せさせて頂きます。最近の裁判の例ですが、A氏は1世紀前に先祖が手に入れた財産について、それを国に返すようにという事で訴えられたという内容です。当時の法律では認められていた爵位や土地、現金の取得が、その後にできた法律で罪とされ返還を命じられているという事です。

皆さんに関係するとすると、たとえばロータリーの会費を会社のお金で出したのは違法だと。今後出すのは分かるけれども、過去に出したものを見返せというのが問題になると思います。

